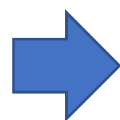


# 専門職大学設置基準等の一部改正について(履修証明プログラムへの単位授与)

6月13日の大学分科会において、以下の改正を内容とする大学設置基準及び短期大学設置基準の一部改正について諮問し、答申をいただいたところ。

- ✓ 大学が開設する履修証明プログラムを履修する者(特別の課程履修生)に対し、大学の定めるところにより、プログラムそのものに係る単位授与を可能とする(大学設置基準第31条第2項～第4項)
- ✓ 大学入学前の既修得単位の認定の対象として、入学前に履修証明プログラムの履修により修得した単位を追加(大学設置基準第30条第1項)
- ✓ 大学の学生が他の大学等で履修した履修証明プログラムに係る学修について、大学が教育上有益と認めるときは、単位授与を可能とする  
(平成3年文部省告示第68号第1号～第4号及び平成3年文部省告示第69号第1号～第4号関係)  
\*「他の大学等」には専門課程を置く専修学校と高等専門学校を含む。
- ✓ 履修証明プログラムについて大学等が公表すべき事項として、当該プログラムの「単位の授与の有無」及び「実施体制」を追加(学校教育法施行規則第164条第5項関係)



履修証明プログラムにおける学修を学位取得に接続させるとともに、社会的認知・評価の向上を図ることにより、リカレント教育を促進

以上の改正と同様の内容について、**専門職大学・専門職短期大学にも適用するため、所要の措置を講ずるもの。**

施行日：公布の日(8月中旬目途)

学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(案) 新旧対照表(追加分)  
 専門職大学設置基準(平成二十九年文部科学省令第三十三号)(抄)

改正後	改正前
<p>(入学前の既修得単位等の認定)</p> <p>第二十六条 専門職大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該専門職大学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(第二十八条第一項及び第二項の規定により修得した単位を含む。)を、当該専門職大学に入学した後の当該専門職大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。</p> <p>2~4 「略」                      (科目等履修生等)</p> <p>第二十八条 専門職大学は、専門職大学の定めるところにより、当該専門職大学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修する者(以下「科目等履修生」という。)に対し、単位を与えることができる。</p> <p>2 専門職大学は、専門職大学の定めるところにより、当該専門職大学の学生以外の者で学校教育法第一百五十五条に規定する特別の課程を履修する者(次項及び第四項において「特別の課程履修生」という。)に対し、単位を与えることができる。</p> <p>3 科目等履修生及び特別の課程履修生に対する単位の授与については、第二十二条の規定を準用する。</p> <p>4 専門職大学は、科目等履修生、特別の課程履修生その他の学生以外の者(次項において「科目等履修生等」という。)を相当数受け入れる場合においては、第三十五条、第四十六条及び第四十七条に規定する基準を考慮して、教育に支障のないよう、それぞれ相当の専任教員並びに校地及び校舎の面積を増加するものとする。</p> <p>5 「略」</p>	<p>(入学前の既修得単位等の認定)</p> <p>第二十六条 専門職大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該専門職大学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(第二十八条第一項の規定により修得した単位を含む。)を、当該専門職大学に入学した後の当該専門職大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。</p> <p>2~4 「同上」                      (科目等履修生等)</p> <p>第二十八条 専門職大学は、専門職大学の定めるところにより、当該専門職大学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修する者(以下「科目等履修生」という。)に対し、単位を与えることができる。</p> <p>「項を加える。」</p> <p>2 科目等履修生に対する単位の授与については、第二十二条の規定を準用する。</p> <p>3 専門職大学は、科目等履修生その他の学生以外の者(次項において「科目等履修生等」という。)を相当数受け入れる場合においては、第三十五条、第四十六条及び第四十七条に規定する基準を考慮して、教育に支障のないよう、それぞれ相当の専任教員並びに校地及び校舎の面積を増加するものとする。</p> <p>4 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

改正後	改正前
<p>（入学前の既修得単位等の認定）</p> <p>第二十三条 専門職短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該専門職短期大学に入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位（第二十五条第一項及び第二項の規定により修得した単位を含む。）を、当該専門職短期大学に入学した後の当該専門職短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。</p> <p>2～4 「略」</p> <p>（科目等履修生等）</p> <p>第二十五条 専門職短期大学は、専門職短期大学の定めるところにより、当該専門職短期大学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修する者（以下「科目等履修生」という。）に対し、単位を与えることができる。</p> <p>2 専門職短期大学は、専門職短期大学の定めるところにより、当該専門職短期大学の学生以外の者で学校教育法第百五条に規定する特別の課程を履修する者（次項及び第四項において「特別の課程履修生」という。）に対し、単位を与えることができる。</p> <p>3 科目等履修生及び特別の課程履修生に対する単位の授与については、第十九条の規定を準用する。</p> <p>4 専門職短期大学は、科目等履修生、特別の課程履修生その他の学生以外の者（次項において「科目等履修生等」という。）を相当数受け入れる場合においては、第三十二条、第四十四条及び第四十五条に規定する基準を考慮して、教育に支障のないよう、それぞれ相当の専任教員並びに校地及び校舎の面積を増加するものとする。</p> <p>5 「略」</p>	<p>（入学前の既修得単位等の認定）</p> <p>第二十三条 専門職短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該専門職短期大学に入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位（第二十五条第一項の規定により修得した単位を含む。）を、当該専門職短期大学に入学した後の当該専門職短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。</p> <p>2～4 「同上」</p> <p>（科目等履修生等）</p> <p>第二十五条 専門職短期大学は、専門職短期大学の定めるところにより、当該専門職短期大学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修する者（以下「科目等履修生」という。）に対し、単位を与えることができる。</p> <p>「項を加える。」</p> <p>2 科目等履修生に対する単位の授与については、第十九条の規定を準用する。</p> <p>3 専門職短期大学は、科目等履修生その他の学生以外の者（次項において「科目等履修生等」という。）を相当数受け入れる場合においては、第三十二条、第四十四条及び第四十五条に規定する基準を考慮して、教育に支障のないよう、それぞれ相当の専任教員並びに校地及び校舎の面積を増加するものとする。</p> <p>4 「同上」</p>

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。